

改正後	改正前
<p>第4章 コンテナー特例法関係</p> <p>第1節 コンテナーの通関及び承認</p> <p>(コンテナーの輸入申告)</p> <p>3 2 コンテナー条約第2条の規定の適用を受けてコンテナーを輸入する場合の輸入申告については、次による。</p> <p>及び (省略)</p> <p>在来船等からコンテナーをはしけ(これに類する船舶を含む。)取りし、異なる場所に陸揚げする場合又は当該在来船等からコンテナーを直接岸壁に陸揚げする場合で、陸揚げ後輸入手続を行うことが著しく不適当である等のため、税関長が必要と認めるときは、当該コンテナーにつき、便宜、関税令第59条の3第1項第1号に規定する本船扱いを認めて差し支えない。この場合、同令第59条の3第2項に規定する本船扱いの承認手続は、「積卸コンテナーリスト」(以下「コンテナーリスト」という。)(A 1000)の標題の下に「本船扱い承認申請書兼用」と併記することにより、コンテナーリストと兼用できるものとし、提出されたコンテナーリストを税関が受理したことにより、本船扱いの承認があつたものとして取り扱うこととする。</p> <p>令第2条に規定する「コンテナーを輸入しようとする者」は、例えば、船会社が実質的に管理し、運用するコンテナーについては当該船会社となるので、その保税地域からの引取りの際の取扱いが運送業者が異なる場合であつても、コンテナーの陸揚げの際に当該船会社の名により一括して輸入申告するよう指導する。この場合において、コンテナーヤード(これに類する機能を有する保税地域を含む。以下「コンテナーヤード」という。)において船会社に代わってコンテナーの操作を行う者(例えば、コンテナーヤードオペレーター等)が当該船会社の代理申告をすることは、当該オペレーター等が通関業の許可を受けている者である場合には、認めて差し支えない。</p> <p>令第2条に規定するコンテナーリストは、原則として税関様式A第1000号によるものとし、2通を当該コンテナーが置かれているコンテナーヤードを所轄する税関官署の貨物の取締りを担当する部門(以下「保税取締部門」という。)に提出することを求めるものとする。この場合において、</p>	<p>第4章 コンテナー特例法関係</p> <p>第1節 コンテナーの通関及び承認</p> <p>(コンテナーの輸入申告)</p> <p>3 2 コンテナー条約第2条((免税一時輸入))の規定の適用を受けてコンテナーを輸入する場合の輸入申告については、次による。</p> <p>及び (同左)</p> <p>在来船等からコンテナーをはしけ(これに類する船舶を含む。)取りし、異なる場所に陸揚げする場合又は当該在来船等からコンテナーを直接岸壁に陸揚げする場合で、陸揚げ後輸入手続を行うことが著しく不適当である等のため、税関長が必要と認めるときは、当該コンテナーにつき、便宜、関税令第59条の3第1項第1号((本船扱い))に規定する本船扱いを認めて差し支えない。この場合、同令第59条の3第2項((本船扱いの承認申請))に規定する本船扱いの承認手続は、「積卸コンテナーリスト」(以下「コンテナーリスト」という。)(A 1000)の標題の下に「本船扱い承認申請書兼用」と併記させ、コンテナーリストと兼用させることとし、提出させたコンテナーリストを税関が受理したことにより、本船扱いの承認があつたものとして取り扱うこととする。</p> <p>令第2条((コンテナーの輸入又は輸出の手続))に規定する「コンテナーを輸入しようとする者」は、例えば、船会社が実質的に管理し、運用するコンテナーについては当該船会社となるので、その保税地域からの引取りの際の取扱いが運送業者が異なる場合であつても、コンテナーの陸揚げの際に当該船会社の名により一括して輸入申告するよう指導する。この場合において、コンテナーヤード(これに類する機能を有する保税地域を含む。以下「コンテナーヤード」という。)において船会社に代わってコンテナーの操作を行う者(例えば、コンテナーヤードオペレーター等)が当該船会社の代理申告をすることは、当該オペレーター等が通関業の許可を受けている者である場合には、認めて差し支えない。</p> <p>令第2条に規定するコンテナーリストは、原則として税関様式A第1000号によるものとし、2通を当該コンテナーが置かれているコンテナーヤードを所轄する税関官署の保税担当部門に提出させる。この場合において、船会社等が使用している営業上の書類で、令第2条各号に掲げる事項を記</p>

## 新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>船会社等が使用している営業上の書類で、令第 2 条各号に掲げる事項を記載することとなつてあるものがあるときは、これをコンテナリストとして使用して差し支えないものとする。</p> <p>～（省略）</p> <p>（用途外使用等の場合における輸入税の徴収）</p> <p>5 1 免税コンテナー等の用途外使用等の場合における輸入税の徴収については、次による。</p> <p>法第 5 条第 1 項の規定により用途外使用等の理由により輸入税を徴収する場合の納税義務者は、その輸入税の徴収原因となる事実に該当することとなつた者（例えば、免税コンテナー等を用途外使用等に供した者又は再輸出期間を経過する日において免税コンテナー等の管理者であつた者）であるから、留意する。</p> <p>免税コンテナー等について、法第 5 条第 1 項各号に掲げる事実が生じ、輸入税を徴収すべきこととなつた場合には、<u>保税取締部門</u>は、その用途外使用等に係る輸入税の徴収に必要な資料を添えてその事実を輸入担当部門に通知し、輸入担当部門において所要の手続を経て、当該輸入税を直ちに徴収する。</p> <p>（国産コンテナー等の確認の手続）</p> <p>9 1 令第 12 条に規定する国産コンテナー等の確認の手続については、次による。</p> <p>令第 12 条第 1 項の申請書は、「国産コンテナー等の確認申請書」（A 1110）によるものとし、申請に際して、2 通を本関の<u>保税取締部門</u>へ提出することを求めるものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>上記(1)の申請書の提出があつた場合において、税関が必要と認めるときは、申請に係る国産コンテナーの製造工場の所在地を所轄する税関に照会する等の方法により製造の事実を確認する。この場合において、コンテナー条約第 5 条 1 の規定の適用を受けた免税部分品を使用して修理したコンテナーは、令第 12 条第 1 項の国産コンテナー又は輸入税の納付された、若しくは納付されるべきコンテナーに該当しないので、留意する。</p>	<p>載することとなつてあるものがあるときは、これをコンテナリストとして使用させて差し支えない。</p> <p>～（同左）</p> <p>（用途外使用等の場合における輸入税の徴収）</p> <p>5 1 免税コンテナー等の用途外使用等の場合における輸入税の徴収については、次による。</p> <p>法第 5 条第 1 項（（用途外使用等の場合の輸入税の徴収））の規定により用途外使用等の理由により輸入税を徴収する場合の納税義務者は、その輸入税の徴収原因となる事実に該当することとなつた者（例えば、免税コンテナー等を用途外使用等に供した者又は再輸出期間を経過する日において免税コンテナー等の管理者であつた者）であるから、留意する。</p> <p>免税コンテナー等について、法第 5 条第 1 項各号に掲げる事実が生じ、輸入税を徴収すべきこととなつた場合には、<u>保税担当部門</u>は、その用途外使用等に係る輸入税の徴収に必要な資料を添えてその事実を輸入担当部門に通知し、輸入担当部門において所要の手続を経て、当該輸入税を直ちに徴収する。</p> <p>（国産コンテナー等の確認の手続）</p> <p>9 1 令第 12 条（（国産コンテナー等の表示））に規定する国産コンテナー等の確認の手続については、次による。</p> <p>令第 12 条第 1 項の申請書は、「国産コンテナー等の確認申請書」（A 1110）によるものとし、申請に際して、2 通を本関の<u>保税担当部門</u>に提出させる。</p> <p>（同左）</p> <p>上記(1)の申請書の提出があつた場合において、税関が必要と認めるときは、申請に係る国産コンテナーの製造工場の所在地を所轄する税関に照会する等の方法により製造の事実を確認する。この場合において、コンテナー条約第 5 条 1（（修理用部分品の免税一時輸入））の規定の適用を受けた免税部分品を使用して修理したコンテナーは、令第 12 条第 1 項の国産コンテナー又は輸入税の納付された、若しくは納付されるべきコンテナーに該当しないので、留意する。</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（個別承認申請手続）</p> <p>14 1 法第 14 条に規定する製造後のコンテナーに対する承認（以下「個別承認」という。）の申請は、当該承認に係るコンテナーの所有者又は管理者から、「コンテナーの個別承認申請書」（A 1130）2 通に、コンテナーの構造を明らかにした図面及び扉前面の写真を添えて、当該コンテナーの置かれている場所を所轄する税関の本関又は署所の<u>保税取締部門</u>に提出させることを求めることにより行うものとする。</p> <p>なお、承認の更新（コンテナー条約附属書 2 1(e) 又は TIR 条約附属書 7(e)）に規定する更新をいう。以下同じ。）申請の場合において、当該更新前の承認税関と当該更新に係る税関とが同一のときは、上記の図面及び写真の添付は、省略して差し支えないものとする。</p>	<p>（個別承認申請手続）</p> <p>14 1 法第 14 条（<u>（コンテナーの承認手続）</u>）に規定する製造後のコンテナーに対する承認（以下「個別承認」という。）の申請は、当該承認に係るコンテナーの所有者又は管理者から、「コンテナーの個別承認申請書」（A 1130）2 通に、コンテナーの構造を明らかにした図面及び扉前面の写真を添えて、当該コンテナーの置かれている場所を所轄する税関の本関又は署所の<u>保税担当部門</u>に提出させることにより行わせる。</p> <p>なお、承認の更新（<u>（コンテナー条約附属書 2 1(e)（承認の更新）</u>）又は TIR 条約附属書 7(e)（<u>（承認の更新）</u>）に規定する更新をいう。以下同じ。）申請の場合において、当該更新前の承認税関と当該更新に係る税関とが同一のときは、上記の図面及び写真の添付は、省略させて差し支えない。</p>
<p>（型式承認申請手続）</p> <p>15 1 法第 15 条第 1 項に規定する設計型式による承認（以下「型式承認」という。）の申請は、当該申請に係るコンテナーの製造に着手する時に、当該コンテナーの製造工場から「コンテナーの型式承認申請書」（A 1150）2 通に、当該型式の設計図、仕様書及び次の事項を記載した誓約書を当該製造工場の所在地を所轄する税関の<u>保税取締部門</u>に提出することを求めることにより行うものとする。</p> <p>なお、当該製造工場が 2 以上あり、かつ、所轄する税関が異なるときは、申請に係る書類の写しを必要部数提出することを求めるものとする。当該申請に基づき承認を与えた税関は、それらの写しを関係税関に送付する。</p> <p>～（省略）</p> <p>承認コンテナーには、令第 19 条に規定する承認板を取り付けるほか、当該型式の記号及び番号並びに当該コンテナーの製造番号を表示すること。</p>	<p>（型式承認申請手続）</p> <p>15 1 法第 15 条第 1 項（<u>（設計型式により承認されたコンテナーへの条約等の適用等）</u>）に規定する設計型式による承認（以下「型式承認」という。）の申請は、当該申請に係るコンテナーの製造に着手する時に、当該コンテナーの製造工場から「コンテナーの型式承認申請書」（A 1150）2 通に、当該型式の設計図、仕様書及び次の事項を記載した誓約書を当該製造工場の所在地を所轄する税関の<u>保税担当部門</u>に提出することにより行わせる。</p> <p>なお、当該製造工場が 2 以上あり、かつ、所轄する税関が異なるときは、申請に係る書類の写しを必要部数提出させる。当該申請に基づき承認を与えた税関は、それらの写しを関係税関に送付する。</p> <p>～（同左）</p> <p>承認コンテナーには、令第 19 条（<u>（コンテナーの承認板の取付け等）</u>）に規定する承認板を取り付けるほか、当該型式の記号及び番号並びに当該コンテナーの製造番号を表示すること。</p>
<p>（型式承認を受けた冷凍コンテナーの冷凍ユニットの取替え）</p> <p>15 6 型式承認を受けた冷凍コンテナーに取り付けられている冷凍ユニットを修理、点検又は交換等のため取りはずし、代替として他の冷凍ユニットを取り付けて使用する場合の取扱いは、次による。</p> <p>原則として、事前に、新たに取り付ける冷凍ユニットに係る設計図及び</p>	<p>（型式承認を受けた冷凍コンテナーの冷凍ユニットの取替え）</p> <p>15 6 型式承認を受けた冷凍コンテナーに取り付けられている冷凍ユニットを修理、点検又は交換等のため取りはずし、代替として他の冷凍ユニットを取り付けて使用する場合の取扱いは、次による。</p> <p>原則として、事前に、新たに取り付ける冷凍ユニットに係る設計図及び</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>仕様書を添付した適宜の願書 3 通（税関用、交付用、確認用）を当該冷凍コンテナーの管理者又はその委託を受けた者から、当該冷凍ユニットを交換する場所を所轄する税関の本関<u>保税取締部門</u>に提出することを求めるものとする。</p> <p>～（省略）</p>	<p>仕様書を添付した適宜の願書 3 通（税関用、交付用、確認用）を当該冷凍コンテナーの管理者又はその委託を受けた者から、当該冷凍ユニットを交換する場所を所轄する税関の本関<u>保税担当部門</u>に提出させる。</p> <p>～（同左）</p>
第 2 節 T I R 運送	第 2 節 T I R 運送
<p>（TIR カルネの記載要領等）</p> <p>7 3 TIR カルネの記載及びその事務処理は、次による。</p> <p>TIR カルネは、TIR 条約附属書 1 の裏表紙の裏面に記載されている「TIR カルネの使用規則」（以下「TIR カルネの使用規則」という。）の規定にかかわらず、貨物目録の記入を含め、原則として、英文により記入させる。ただし、TIR カルネの証書のうち国内運送の際に使用することとなる証書 1 及び証書 2 の「税関がその管理の下に貨物を受け入れたことの証明」欄及び証書 2 の「税関による責任解除の証明」欄の記載は、日本文により<u>行って</u>差し支えない。</p> <p>（省略）</p> <p>TIR カルネに行う「税関職員の署名」は当該 TIR カルネの事務処理を行う税関官署の<u>保税取締部門</u>又はこれに代わる者（以下「<u>保税取締部門</u>」という。）が行う。</p> <p>及び（省略）</p> <p>（仕出地税關における事務処理）</p> <p>9 2 TIR 条約第 9 条の規定により仕出地税關に提示された TIR カルネに係る事務処理については、「TIR カルネの使用規則」によるほか、次による。</p> <p>提示された TIR カルネの審査に際しては、当該 TIR カルネが、TIR 条約附属書 1 による標準様式のものであるか、また、我が国の保証団体によつて正当に発給されたものであり、現に有効なものであるかどうか等につき審査を行う。</p> <p>積荷に係る TIR カルネの貨物目録の記載事項の確認は、原則として、前記 9 1 により提出された添付書類により行い、令第 14 条に規定する貨物</p>	<p>（TIR カルネの記載要領等）</p> <p>7 3 TIR カルネの記載及びその事務処理は、次による。</p> <p>TIR カルネは、TIR 条約附属書 1（<u>（TIR カルネの様式）</u>）の裏表紙の裏面に記載されている「TIR カルネの使用規則」（以下「TIR カルネの使用規則」という。）の規定にかかわらず、貨物目録の記入を含め、原則として、英文により記入させる。ただし、TIR カルネの証書のうち国内運送の際に使用することとなる証書 1 及び証書 2 の「税関がその管理の下に貨物を受け入れたことの証明」欄及び証書 2 の「税関による責任解除の証明」欄の記載は、日本文により<u>行って</u>差し支えない。</p> <p>（同左）</p> <p>TIR カルネに行う「税関職員の署名」は当該 TIR カルネの事務処理を行う税関官署の<u>統括保税実査官</u>又はこれに代わる者（以下「<u>統括保税実査官</u>」という。）が行う。</p> <p>及び（同左）</p> <p>（仕出地税關における事務処理）</p> <p>9 2 TIR 条約第 9 条（<u>（TIR カルネ等の仕出地税關への提示）</u>）の規定により仕出地税關に提示された TIR カルネに係る事務処理については、「TIR カルネの使用規則」によるほか、次による。</p> <p>提示された TIR カルネの審査に際しては、当該 TIR カルネが、TIR 条約附属書 1（<u>（TIR カルネの様式）</u>）による標準様式のものであるか、また、我が国の保証団体によつて正当に発給されたものであり、現に有効なものであるかどうか等につき審査を行う。</p> <p>積荷に係る TIR カルネの貨物目録の記載事項の確認は、原則として、前記 9 1 により提出された添付書類により行い、令第 14 条（<u>（コンテナー）</u></p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の検査は、原則として TIR カルネの貨物目録の記載内容と添付書類の記載内容との不一致等の場合にのみ行う。</p> <p>TIR カルネの記載事項等に誤りがないと認められる場合は、全証書の第 19 欄に<u>保税取締部門</u>が署名し、かつ、税関様式 A 第 2020 号の税関スタンプを押印する。</p> <p>なお、仕出地税関が複数となる場合には、最終の仕出地税関以外の仕出地税関において、自国用の証書 1 及び証書 2 にのみ署名、押印を行い、他国用の証書には、最終仕出地税関が署名、押印する。</p> <p>税関の管理の下に貨物を受け入れたことの証明は、証書 1 及び証書 2 並びに控え 1 に必要事項を記載し、かつ、<u>保税取締部門</u>が、署名、押印することにより行う。</p> <p>（省略）</p> <p>（TIR 運送貨物の国内保税運送手続）</p> <p>10 1 TIR 運送に係る貨物の運送手続については、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）第 5 章に定めるところによるほか、原則として、次による。</p> <p>関税法第 63 条第 1 項の運送申告は、「<u>外国貨物運送申告書（目録兼用）</u>」（C 4000）によることなく、TIR カルネの証書 1 及び証書 2（運送目録兼用）を提出させることにより行う。</p> <p>この場合、TIR カルネの証書 1 を原本とし、証書 2 を承認書用及び到着証明書用とする。</p> <p>（省略）</p> <p>関税法第 63 条第 2 項に規定する担保の提供は、TIR カルネが関税法第 9 条の 6 に規定する保証となるので、その提供を省略させる。</p> <p>関税法第 63 条第 1 項の運送承認は、<u>保税取締部門</u>において、証書 1 の第 40 欄に署名、押印し、これを交付することにより<u>行ったもの</u>とみなす。</p> <p>（経由地税關における事務）</p> <p>11 3 TIR 条約第 11 条の規定に基づき、コンテナー及びその積荷並びに TIR カルネが経由地税關に提示された場合の取扱いについては、次による。</p>	<p><u>の封印</u>)) に規定する貨物の検査は、原則として TIR カルネの貨物目録の記載内容と添付書類の記載内容との不一致等の場合にのみ行う。</p> <p>TIR カルネの記載事項等に誤りがないと認められる場合は、全証書の第 19 欄に<u>統括保税実査官</u>が署名し、かつ、税関様式 A 第 2020 号の税関スタンプを押印する。</p> <p>なお、仕出地税關が複数となる場合には、最終の仕出地税關以外の仕出地税關において、自國用の証書 1 及び証書 2 にのみ署名、押印を行い、他國用の証書には、最終仕出地税關が署名、押印する。</p> <p>税關の管理の下に貨物を受け入れたことの証明は、証書 1 及び証書 2 並びに控え 1 に必要事項を記載し、かつ、<u>統括保税実査官</u>が、署名、押印することにより行う。</p> <p>（同左）</p> <p>（TIR 運送貨物の国内保税運送手続）</p> <p>10 1 TIR 運送に係る貨物の運送手続については、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）第 5 章<u>（運送）</u>に定めるところによるほか、原則として、次による。</p> <p>関税法第 63 条第 1 項<u>（保税運送）</u>の運送申告は、「<u>外国貨物運送申告書（目録兼用）</u>」（C 4000）によることなく、TIR カルネの証書 1 及び証書 2（運送目録兼用）を提出させることにより行う。</p> <p>この場合、TIR カルネの証書 1 を原本とし、証書 2 を承認書用及び到着証明書用とする。</p> <p>（同左）</p> <p>関税法第 63 条第 2 項<u>（担保の提供）</u>に規定する担保の提供は、TIR カルネが関税法第 9 条の 6<u>（担保）</u>に規定する保証となるので、その提供を省略させる。</p> <p>関税法第 63 条第 1 項の運送承認は、<u>統括保税実査官</u>が、証書 1 の第 40 欄に署名、押印し、これを交付することにより<u>行ったもの</u>とみなす。</p> <p>（経由地税關における事務）</p> <p>11 3 TIR 条約第 11 条<u>（TIR カルネ等の税關への提示）</u>の規定に基づき、コンテナー及びその積荷並びに TIR カルネが経由地税關に提示された場合の取扱いについては、次による。</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>経由地搬出税関における取扱い</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ TIR カルネに係る責任解除は、証書 2 の第 43 欄から第 48 欄まで及び控え 2 に必要事項を記載した上、証書 2 の第 49 欄及び控え 2 の第 10 欄に<u>保税取締部門</u>において署名、押印することにより行い、証書 2 を切り取り、TIR カルネとともに運送人に返付する。</p> <p>経由地搬入税関における取扱い</p> <p>イ 提示された TIR カルネは、関税法第 63 条第 1 項の運送申告書として取り扱い、次の事項に重点をおいて審査する。</p> <p>（1）令第 13 条第 2 項の規定による保証団体の確認の有無</p> <p>（ロ）及び（ハ）（省略）</p> <p>口～ニ（省略）</p> <p>（事故の場合の手続）</p> <p>32 1 運送中において、事故により税関の封印が破られ、又は貨物が損壊し、若しくは損傷した場合の取扱いについては、TIR カルネの使用規則の 11 から 14 までによるほか、次による。</p> <p>事故が発生した場合には、運送人に直ちに事故の発生した場所を所轄する税関官署の<u>保税取締部門</u>に事故に関する事実の報告を求めるとともに証明書（A 2030）1 通の提出を求ることとし、<u>保税取締部門</u>においては、当該事故について、次により確認を行う。</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>事故の報告書の作成は、当該事故の報告を受け、その処理を行つた税関官署の<u>保税取締部門</u>が、上記（1）により提出された証明書に、当該税関官署において行つた確認事実、運送人の供述及び公認検定機関の証明書の記載事項等に基づき、英文で作成する。</p> <p>この場合において、様式中「車両……」とあるのは、「コンテナー」と読み替えるものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>（封印の管理）</p> <p>33 2 前記 33 1 の封印は、税関の本関の<u>保税取締部門</u>において管理し、そ</p>	<p>経由地搬出税関における取扱い</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ TIR カルネに係る責任解除は、証書 2 の第 43 欄から第 48 欄まで及び控え 2 に必要事項を記載した上、証書 2 の第 49 欄及び控え 2 の第 10 欄に<u>統括保税実査官</u>が署名、押印することにより行い、証書 2 を切り取り、TIR カルネとともに運送人に返付する。</p> <p>経由地搬入税関における取扱い</p> <p>イ 提示された TIR カルネは、関税法第 63 条第 1 項（<u>保税運送</u>）の運送申告書として取り扱い、次の事項に重点をおいて審査する。</p> <p>（1）令第 13 条第 2 項（<u>国際道路運送手帳の確認</u>）の規定による保証団体の確認の有無</p> <p>（ロ）及び（ハ）（同左）</p> <p>口～ニ（同左）</p> <p>（事故の場合の手続）</p> <p>32 1 運送中において、事故により税関の封印が破られ、又は貨物が損壊し、若しくは損傷した場合の取扱いについては、TIR カルネの使用規則の 11 から 14 までによるほか、次による。</p> <p>事故が発生した場合には、運送人に直ちに事故の発生した場所を所轄する税関官署の<u>保税担当部門</u>に事故の事実を報告させるとともに証明書（A 2030）1 通を提出させた上、当該事故について、次により確認を行う。</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>事故の報告書の作成は、当該事故の報告を受け、その処理を行つた税関官署の<u>統括保税実査官</u>が、上記（1）により提出された証明書に、当該税関官署において行つた確認事実、運送人の供述及び公認検定機関の証明書の記載事項等に基づき、英文で作成する。</p> <p>この場合において、様式中「車両……」とあるのは、「コンテナー」と読み替えるものとする。</p> <p>（同左）</p> <p>（封印の管理）</p> <p>33 2 前記 33 1 の封印は、税関の本関の<u>保税担当部門</u>において管理し、そ</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
の使用状況について記帳する。	の使用状況について記帳する。